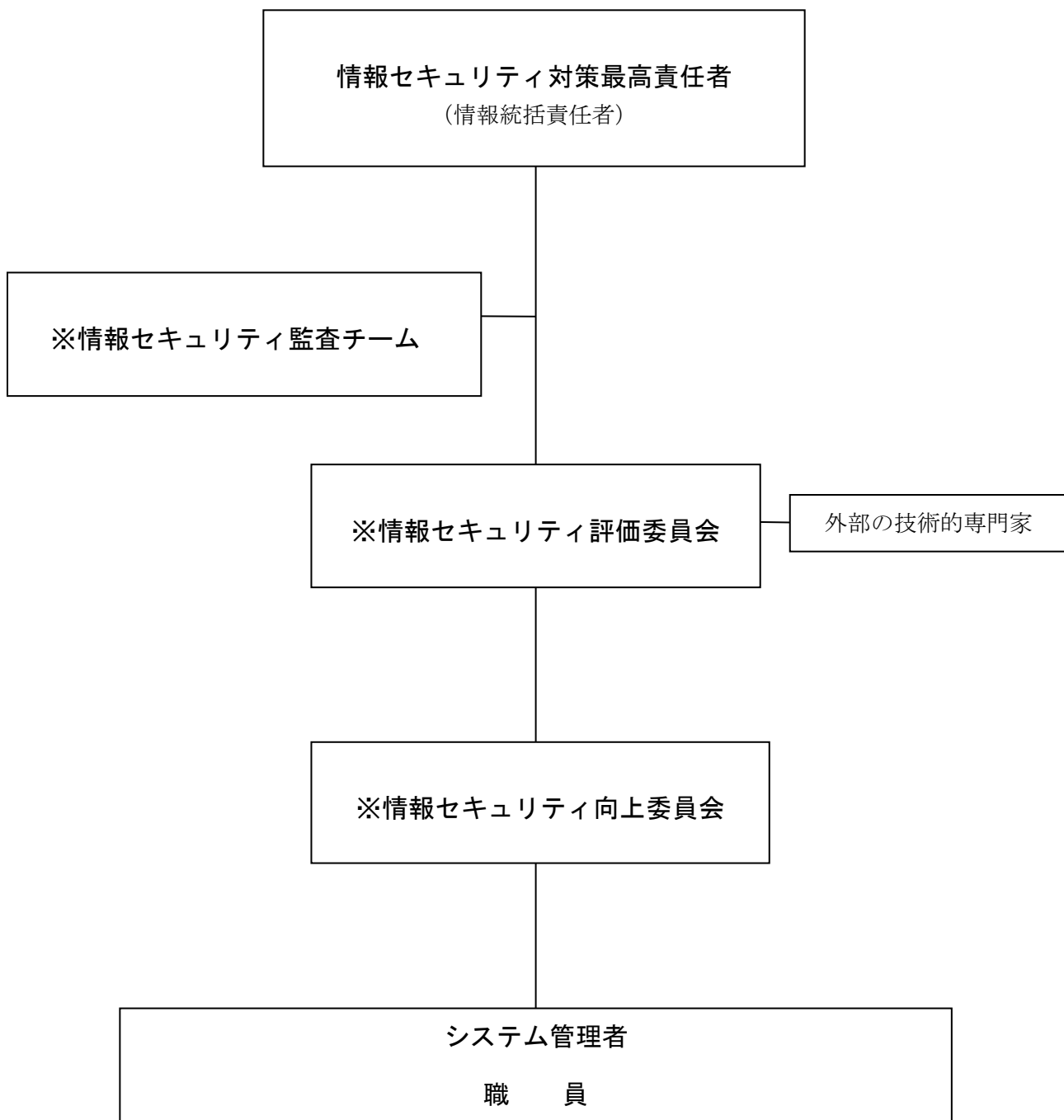


Ⅲ 管理体制

1 組織

次のとおり組織を整備する。



※詳細については、別途各設置要綱に定める。

2 責任及び権限

- (1) 情報セキュリティ対策最高責任者の責任及び権限
 - ①情報セキュリティポリシーに定められた全ての活動に関する最終責任と権限
 - ②情報セキュリティポリシーの遵守の徹底
 - ③情報セキュリティ評価委員会の設置
 - ④情報セキュリティ監査チームの設置
 - ⑤情報セキュリティ基本方針の見直し
- (2) 情報セキュリティ評価委員会の責任及び権限
 - ①効果的な情報セキュリティ対策の仕組みの確立、実行及び維持
 - ②情報セキュリティポリシーの実施状況について情報セキュリティ対策最高責任者への報告
 - ③情報セキュリティポリシーの実行に必要な教育訓練の計画
 - ④情報セキュリティ対策基準の見直し
- (3) 情報セキュリティ監査チームの責任及び権限
 - ①情報セキュリティ監査の計画及び実施
 - ②情報セキュリティ監査の報告
- (4) 情報セキュリティ向上委員会の責任及び権限
 - ①情報セキュリティ評価委員会から指示された情報セキュリティ対策に関する計画及び実施
 - ②情報セキュリティポリシーの実行に関する各職員への支援及び指導
- (5) システム管理者の責任及び権限
 - ①所管する情報システムの全ての活動に関する最終責任と権限
 - ②所管する情報システムのセキュリティに関する最終責任と権限
 - ③所管する情報システムの実施手順の維持及び管理
- (6) 職員の責任
 - ①情報セキュリティ対策の重要性の認識と確実な実行
 - ②情報セキュリティ監査への協力
 - ③情報セキュリティ実施手順の管理
 - ④記録の管理